

第16号議案

東大和市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

## 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例

東大和市営住宅条例（平成9年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第4号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第1項中「第3項」を「第4項」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第3項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 使用者（省令第8条に規定する者に限る。第32条第3項において同じ。）が次条の規定による申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、当該使用者の市営住宅の毎月の使用料を、毎年度、令第2条に規定するところにより、省令第9条に規定する方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第20条中「第15条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に、「第15条第2項で」を「第16条第2項に」に改める。

第30条第1項及び第2項中「第17条第1項の規定により認定した」を削る。

第32条第1項中「の間」の次に「。第3項において同じ。」を加え、同条第2項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第3項中「、第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 使用者が第30条第1項の規定により収入超過者と認定された場合において第16条の規定による申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、第15条第2項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、当該使用者の市営住宅の毎月の使用料を、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定するところにより、省令第9条に規定する方法により把握した当該使用者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第34条第1項中「及び」の次に「第2項並びに」を、「第32条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第37条第1項中「第15条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第32条第3項」を「第32条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。